

# 埼玉県生活環境保全条例に基づく化学物質管理制度及び改正の経緯・理由について

## 1 対象化学物質選定の考え方について

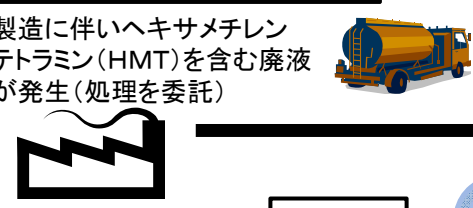
	化学物質管理促進法 (PRTR法)	埼玉県生活環境保全条例
名称	指定化学物質	特定化学物質
定義	次のいずれかに該当する物質 ①人の健康を損なうおそれ又は動植物の生息若しくは生育に支障を及ぼすおそれがある物質 ②自然的作用による化学変化により容易に生成する物質が①に該当 ③オゾン層破壊物質	次のいずれかに該当する物質 ①PRTR法の指定化学物質 ②人の健康を損なうおそれ又は動植物の生息若しくは生育に支障を及ぼすおそれのあるものとして規則で定める物質
選定の考え方	下記の①～⑨を対象項目として、OECD/IOMCの有害性分類基準を参照 ①発がん性 ②変異原性 ③経口毒性 ④吸入慢性毒性 ⑤作業環境許容濃度 ⑥生殖/発生毒性 ⑦感作性 ⑧生体毒性 ⑨オゾン層破壊物質	(PRTR法の指定化学物質以外) 下記の①～③のいずれかに該当する物質 ①旧指針*で指定していた物質 ②環境関連法規、化学物質関連条約、労働安全衛生上の許容濃度やガイドライン等で対象となっている物質で、人に対して発がん性があると評価されている物質 ③内分泌かく乱作用の疑いのある物質 <b>追加</b> ④塩素処理によりホルムアルデヒドを高効率で生成する物質
	相当広範な地域の環境において継続して存在すると認められる場合は第1種指定化学物質、それ以外は第2種指定化学物質に分かれる。	*旧 埼玉県化学物質環境安全管理指針 (平成15年度廃止)

## 2 改正の経緯・理由について

利根川水系の浄水場においてホルムアルデヒドが水質基準値を超えて検出され、広範囲で取水や給水が停止 (平成24年5月)


D社 (化学メーカー) [埼玉県内]

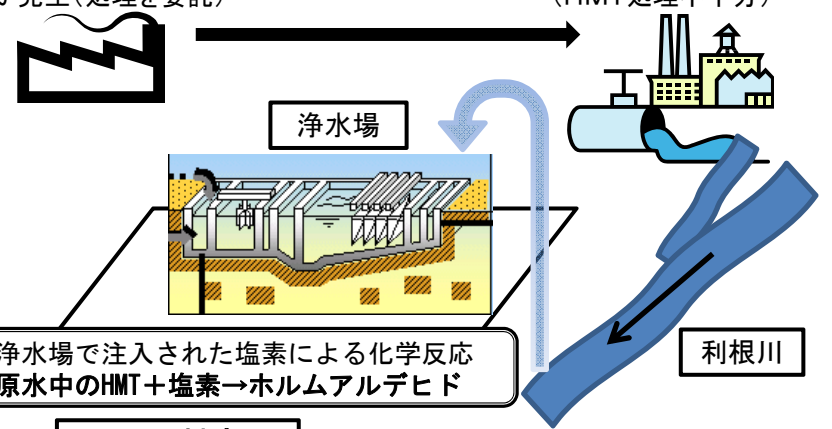
製造に伴いヘキサメチレンテトラミン (HMT) を含む廃液が発生 (処理を委託)



廃棄物処理業者 [群馬県内]

引き受けた廃液を中和処理後、河川に放流 (HMT処理不十分)





浄水場で注入された塩素による化学反応  
原水中のHMT + 塩素 → ホルムアルデヒド

### 国の対応

- 環境省**  
HMTを水質汚濁防止法に規定する指定物質に追加 (平成24年10月1日)
- 厚生労働省**  
「水道水源における消毒副生成物前駆物質汚染対応方策検討会」平成24年7月～平成25年1月の期間に3回開催  
平成25年3月28日  
健康局水道課長発「水道水源における水質事故への対応の強化について」を发出  
**塩素処理によりホルムアルデヒドを高効率で生成する物質について**  
○水源の上流域における流出のおそれの把握に努める  
○流出した場合、速やかに連絡される体制を構築するよう努めることなどを都道府県知事等に求める内容